

日本のシベリア出兵をめぐるアメリカの態度（三）

池田十吾

日英両国、ウラジオストックに陸戦隊を揚陸

一九一八年、四月四日、午前十一時、武装したロシア人五名がウラジオストック中心にある日本人店舗に乱入りし、金銭を要求したが、拒絶されたので、三名の日本人を射殺した事件が起つた。よって海軍司令官は、翌四月五日、午前五時頃、港内に碇泊中の巡洋艦二隻から一小隊の陸戦隊を揚陸すると同時に、右は日本人の生命及び財産保護を唯一の目的とする旨をロシア官憲及び英米領事に通告した。同日（四月五日）午後、英國も軍艦・サッフォークから五十名の陸戦隊を揚げ領事館を保護した。この日英両国の行動は、ボルシェビスト側の懷疑と憤慨とを招き、右の行動を以ってボルシェビスト打倒のための干渉の第一歩とみなした。モスクワにおけるロシア中央「ソビエト」委員会は、四月六日付の官報を以って次の如き激越な布告を発して、日英両国の侵略に抵抗することを国民に命じた。^①

日本はウラジオストックに軍隊を上陸し、ロシアを侵略した。英國もまた、明らかに日本の先例に従わんとしている。ウラジオストック及びイルクーツクにおけるソビエト官憲からの報告によれば、日本の艦隊司令官・加藤提督はウラジオストックに軍隊を上陸し、地方民に対し、日本が秩序維持の責任を取る旨の布告を発したことである。日本は軍隊上陸の口実として、二

日本のシベリア出兵をめぐるアメリカの態度（三）（池田）

名の日本人がウラジオストックにおいて、何国の何者が判らない者に殺されたことを利用した。この殺人事件の原因及び犯人に關しては、ソビエト政府は何等の情報をもっていない。

しかしながら、ソビエト政府は日本の帝国主義者が、過去数ヶ月にわたりウラジオストックに、軍隊を上陸せんと準備中であったことを知っている。政府の息のかかった日本の新聞は、イルクーツクのみならずウラルまでにわたって、シベリアの秩序再建を要求していると書いている。日本の官憲はロシア領土に対し、略奪的侵入を行ふ適當な口実を探しつつあった。東京の參謀本部は、シベリアにおける事態及びドイツ捕虜などに関し、言語同断な報道を勝手に発表している。在伊日本大使は、ドイツ捕虜が武装してシベリア鉄道の占領を準備していると數週間前に述べた。この陳述は、世界の新聞に流布された。ソビエト共和国の軍事官憲は、英米両国の將校にシベリア鉄道沿線に行つてもらい、日本の報道の虚偽なることを確かめる機会を与えた。よつて、かかる口実がなくなつたがために、日本の帝国主義者は他の口実を作らざるを得なくなつた。そこで、都合よく二名の日本人が殺された。この事件は、四月四日に起つたもので、日本の提督は何等の調査もまたず、四月五日には上陸を行なつた。事件の経過を追うに従つて、この事件は、予め計画された東京よりの帝国主義的攻撃の口実に過ぎないことにいささかの疑いをも残さない。日本の帝國主義者はソビエト革命を絞殺し、ロシアを太平洋から切り離し、シベリアを占領しシベリアの労働者と農民を奴隸にせんことを欲している。

日本は、ソビエト共和国の不眞戴天の敵として行動しつつある。これに対し他の連合諸国すなはち英米仏伊の諸国政府は果していかなる態度を取つてゐるか。彼等の政策は明らかに優柔不断である。米国政府は日本の侵略に反対のようであるが、事態はいつまでも不明確のままであることを許さない。英國は明らかに日本と提携して、ロシアの破滅を図らんとしている。英國政府に対し、明確に右の質問を提出する必要がある。同一の質問をまた米国その他の連合諸国の外交代表者に提出する必要がある。これに対する連合諸国の回答、殊にその執るべき措置は、将来ソビエト政府の國際政策に深甚な影響を与えることを避け難い。ソビエト政府は適當な外交上の手段を講じつつあると同時に、シベリアの「ソビエト」に対してロシア領土の強制的な侵略には、抵抗を行うべしとの命令を發しつつある。

労働者及び農民諸君。正直な市民諸君。恐るべき新試練が東方から來りつつある。また、国内には暗黒な勢力が台頭しつつある。シベリアのブルジョアは、外国の侵略者に手を差し伸べている。メンシェヴィスト及び社会革命党的右翼を以つて組織するウラジオストックの市議会は、労働者及び農民から政治上の権力、土地及び工業管理権を奪い取らんとする日本の武力侵略を歓

迎する決議を通過している。ロシアのブルジュア、並びにその傭兵たるメンシェビスト及び社会革命党は日本の略奪者と提携して行動しつつある。日本の侵略に対する抵抗並びにロシア国内における日本の手先、及びその補助者に対する遠慮なき闘争こそソビエト共和国及びロシアの勤労大衆にとって死活的な問題である。

四月六日、米国大使館付リッグス陸軍武官補佐官が、モスクワにおいてトロツキーに面会した際、彼は（一）連合諸国がウラジオストックにおける日本の目的を明らかにする声明を発することを待っていること、（二）日本はドイツと秘密協定を結んでいると信じていることを語った。

翌四月七日、チエリン国務人民委員はモスクワのフランス領事及びロビンス中佐（米国赤十字社ロシア委員長）に対し、書面を以って「日英両国軍隊のウラジオストック上陸が、ロシアに脅威を与えたことを述べ、右はソビエト政権に公然と反対する行動であつて、ソビエト政府と米仏両国との関係に不利な影響を与えていた。従つて、このような緊張の事態を解除する唯一の方法は、上陸軍隊の即時撤退と本件に関する米仏両国政府の態度を、的確に声明することである」と申し出た。^②

なお、この軍隊上陸がソビエトに与えた不利な影響としては、サドウールがトーナに報告した如く、日英両国軍隊の予期せぬ上陸は、私がロックハート及びロビンスと協議してシベリア及び欧露に対する連合側の干渉に、ソビエトの同意を取り付けんとする事業を困難にした^③ことを挙げができる。

四月七日、英国政府は駐米大使に対し、ウラジオストックにおける米国海軍指揮官に、陸戦隊を上陸させて、日英海軍と協力するような命令を米国政府に申し込むと同時に、ロックハートに対し「トロツキーに日英両国軍隊の上陸は、ウラジオストックにおける在住外国人に生命、財産の安全を与えるという唯一の目的であり、また、連合諸国政

府がトロッキーに、支持と援助を与えたとしていた矢先にウラジオストックが無秩序に陥り、連合諸国市民が攻撃を受けたことは最も遺憾とする点を指摘するよう訓令した。^④

四月九日、米国政府は駐露大使に「日英両国軍隊の上陸は、両国自身の発意に基いて行なわれたものであつて、連合諸国との協議の結果ではない」と訓示した。翌四月十日、フランス大使はボログダにおいて、次のような声明書を発表した。

ソビエト政府及びソビエト新聞は、日英両国の陸戦隊上陸に対し、余りにも多くの重要性を置きつつある。右は何ら政治的意義のないものであつて、単に日本の海軍司令官が自己の責任を以つて、ウラジオストックにおける日本人の生命及び財産を保護するために執った警察的予防手段に過ぎない。加藤提督はこの趣旨を公式にウラジオストックにおける米国海軍司令官、ナイト提督及び米国領事に通告している。英國陸戦隊の上陸に関する私の印象を述べれば、右は英國領事館及び英國国民の保護に関する英國領事の要求に応じたものであつて、日本軍の上陸に伴つて起ることであるべき不安によつて、英國領事館及び英國国民が被害を受けないとの予防であると思う。

米国領事は、ウラジオストックの港内にいる米国巡洋艦に対し、保護を求めていない。従つて、米国の陸戦隊は上陸していない。この事実はウラジオストックにおける仏國領事が、英、米、日のいずれの巡洋艦に対しても、保護を要求していない事実と併せて、明らかに日英両国軍隊の上陸が連合諸国の協同行動でないことを示す。

四月十八日、右の声明書がワシントンにおいて発表されたので、石井駐米大使は、五月四日、本国政府の訓令に基づき、右は日本政府の承知する事実と多少相違する点があることを申し入れた。^⑤ すなわち、(1)英國陸戦隊の上陸は日本軍の上陸に伴つて起ころ不安を予見して行なわれたものではなく、日本軍の上陸に先立つて存在した危険に対して英國臣民及び連合諸国の利益を保護することにあつたこと、(2)日本の陸戦隊の一部分は仏國領事の希望に応じ、仏國領事館の保護に特派されていること、(3)仏國領事は日本提督の執つた行動を公然と支持することによつて、連合諸国の結

束の強固なることをロシア人に示すことを得策と認めたこと、四米国のナイト提督も日本の行動を讃め、もし米国民が同一の危険に晒された場合には、日本と同一の措置を執ると声明したことである。

四月十二日、英國大使は本国政府の訓令に基き、日本政府に対し「英國政府の見解においては、日英両国陸戦隊のウラジオストック上陸は、純然たる連合諸国民の生命及び財産の保護の必要に出たものであり、シベリアに対する連合側の干渉問題には何等関係ないものであること、また英國巡洋艦、サッフォークの艦長は、現在の争乱を友好的に解決するため、全力を尽して地方官憲と交渉中であると通告した。

幣原次官はこれに対し「日本政府も、英國政府の見解と艦長に対する訓令に同意する」旨を答えた。

日本の出兵を再力説するフランス政府

四月八日、駐米仏国大使は米国政府に対し、日本のシベリア干渉問題に関し極めて重要な新情報を入手したと前提し、次のような会談をした。^⑥

(+) 東京の仏国大使館付海軍武官が、日本の参謀本部から得た情報によれば、(a)ウラジオストックにおいて三名の日本商人が、ロシア匪賊に殺害されたがために、日本が二個大隊の陸戦隊を上陸することを決定したこと、(b)セメノフ將軍を撃退したボルシェビスト軍は、独墺捕虜四千名及び大砲二門の勢力をえ、最近さらに機関銃二十四門及び野砲十門を有する独墺捕虜五千九百名の勢力をえたこと、(c)三月二十日から四月二日までに、独墺捕虜を東方に移送する六列車がチタを通過したにもかかわらず、コザック兵及び国境の支那兵はこれに抵抗し得なかつたこと、(d)三月初め

にはイルクーツクの独壇捕虜は千八百名であつたけれども、現在では六千名に増加し、貨車一千台、多数の小銃、弾薬及び軍用自動車もまた同地に運ばれています。(e) 一人のロシア将校の話によれば、六〇列車の独壇捕虜が西方からイルクーツクに移送中であつて、彼等を以つて二個軍團を組織する計画であるとのことである。

(2) 海軍武官の意見によれば、(a) 日本の参謀本部はいつでも行動を開始し得る準備を整えているけれども、(b) 世論は躊躇し、出兵には相当強い反対がある。(c) 日本政府は、米国政府の参加とその財政及び経済的支持とを条件として決定しようとしている。

(3) 仏国外務大臣の意見によれば、右の報道は極めて慎重に考慮する価値がある。しかし、日本人は情報を得る優秀な手段と明晰な頭脳を以つて、仏国政府の極めて重大なりと見なす資料を供給してくれた。従つて、有効な行動方法たる干渉が遅れば遅れるほど、その実行は困難になり、その目的は阻害される。

(4) 仏国政府の入手する情報によれば、日本は連合諸国もしくはロシアに何等の保障をも与えず、日本自身の利益を保護するために、個人的性質の行動をウラジオストックにおいて開始せざるをえなくなつた。これは、日本を連合側から引き離し、ドイツに接近させる第一歩である。

(5) しかしながら、未だ何等の最終的なことは起つていない。ゆえに、米国からの激励があれば、本使が英國政府と共に米国政府の賛成を求めた計画を、日本政府の約束と保証とをえて、これを実行に移すことができる。

(6) ボログダに会した米仏伊の三国大使は、ボルシェビスト自身を誘導して、日本の干渉を受諾させるとの印象をえている。三大使はそれがドイツと戦い、ロシアの再建に必要であると認めていた。この見地から、ボルシェビストがロシア軍隊の再建に連合側軍事使節の援助を求めたことは、注目すべき徵候である。もちろん、その提議は警戒と

留保をもつて受領する必要がある。ともかく、三大使は彼等の軍事顧問と英國陸軍のガーレルスティン大佐の援助を受け、四月三日、次の如き決議文を満場一致で起草した。

一、ドイツと戦う上において、日本の干渉はより一層必要であること。

二、日本の干渉は、連合諸国がこれに参加しているという性格を持ち、また、ボルシェビスト政府を説得してこれを受諾させて始めて（そうでなければ重大な危険を冒すことになる）、その効果を完全に發揮しえること。

三、トロッキーに接近した連合側の人の予想によれば、多少彼を誘導して日本の干渉を受諾させえること。

四、これらの事実に鑑み、三大陸とその陸軍武官が主義として与えたロシア軍隊の再建に協力するという約束を維持することが得策である。ただし、その最終的約束は命令案を検討するまで延期すること。

連合側に対するボルシェビスト政府の眞の気持に関する保障を得るために、非公式の商談を開始すべきである。その保証は(a)日本の干渉を受諾すること、(b)プレスト・リトウスク条約によって、ロシアがドイツ国民に許与したと同一の利益、特権及び賠償を連合諸国の国民に許与することである。

(c)仏国外務大臣がピション大佐から受けた報告によれば、日本軍隊の援助をえれば、シベリアに秩序を回復する一政府を樹立することは容易であって、海外のロシア人はもちろん国内のロシア人すら、もし連合諸国が明白な宣言を行ひ、米国が代表者を随伴せしむるなら、日本軍の來ることを欣んで受諾する。

(d)米国がその干渉に協力することは、純然たる名義上のものにせよロシア人の眼から見れば、それが彼等の利益と調和しない意図を持たない証拠として、極めて重要性を持つ。

(e)日本人の眼には米国の協力は、米国がこれに賛成したという最善の確認になるのであって、日本政府は米国の賛

成がなければ、大規模な行動をとることはできない。最近、日本は英國と協力してウラジオストックに純然たる地方的措置を執った。

(4) 西部戦線に展開中の事態は、憂慮すべきものである。情報によれば独壇側は危険なしと認むれば、東部戦線から数千万の軍隊を引き揚げて、西部戦線に向け得る地位にあるからである。しかるに今や崩壊したロシア軍隊やロシア国民からの危険はなくなつた。彼等は自力に任せておけば消極的であるけれども、強力な軍隊が彼等を援助すると考えるに至らば活動を起こしそうである。最近、数ヶ月間の経験は、ロシア人にドイツ人から何を期待しているかを示した。ゆえに目に見える援助を与えれば、彼等の希望をえる根拠がある。

(5) いずれにせよ、仏国政府の意見によれば、右の試みを計画すべきである。よつて、ここに再び閣下に対し、至急措置を執る重要性と緊急性とを申し上げるよう訓令を受けた。右の措置は、米国政府の賛成したところである。

(6) 右の措置は、ウィルソン大統領も採用するに違いない。仏国政府は、大統領がこれら的新事実を考慮に加え、速やかに解決する目的を以つて本件を再検討するに同意せられるにおいては、最も感謝するところであると申し入れた。⁽⁷⁾

本野外相のシベリア出兵に関する強硬な意見

四月十二日、本野外相は閣議における懇談の際、次のような理由をもつて相当強硬な対露出兵意見を述べた。⁽⁸⁾

昨春以来露國ノ情勢ヲ達観スルニ、露國民ノ大多数ハ、夙ニ疲弊困憊戎旅ノ苦ニ厭キ、講和ノ一日モ早カラムコトヲ冀ヘル隙

ニ乘シ、独逸ノ劃策ト過激派ノ跳梁ト相俟ツテ、終ニ國ヲ挙ケテ四分五裂ノ状ヲ呈スルニ至ラシメ、今ヤ一面歐露ニ在リテハ、地勢上殆ント其ノ死命ヲ制ストモ称スヘキ波蘭的海沿岸諸洲ノ大部分、及之ニ隣接セル西北部地方並ニ波蘭ハ、独逸ノ占領ニ帰シ南方黒海ニ沿ヘル露土國境ノ修正ヲ迫ラレ、芬蘭及ウクライナハ脱離シ、黒海ノ要港「オデッサ」モ亦最近独逸軍ノ占領スル所トナリ、波爾的海及黒海ハ共ニ独逸ノ權下ニ置カルルニ至リ、「ドン」地方ハ僅ニ自立ノ姿ヲ保持セルノミ。而シテ他面露領亞細亞ニ在リテモ亦、各地トモ混沌タル狀態ニ陥リ、殊ニ東部西比利亞ノ如キ、今猶過激派ト反過激派ト反過激派ノ紛争熑マサル有様ナリ。要之露國ハ現ニ、日ヲ追フテ解体ニ赴キ、此間ニ独逸ハ銳意其ノ勢力ノ扶植伸張ヲ企劃シテ休マス。此形勢ヲ以テ之ヲ推スニ、歐露ハ早晚独逸化スルヲ免カレサルヘク、而シテ独逸勢力ノ東方露領ニ延ヒ、滿蒙地方ニ浸潤スル如キハ亦、單ニ時ノ問題タルニ過キスト認ムヘキニ似タリ。就テハ、今若帝國ニシテ断然其ノ意ヲ決シ、早ニ治シテ独逸勢力ノ東漸ヲ防退シ、且東亜大陸ニ於ケル帝國立脚ノ基礎ヲ固ムルノ途ヲ講セサレハ、戦後終ニ日支關係ノ根本ヲ壞チ、極東ニ於ケル帝國ノ地位ヲ根柢ヨリ覆ヘササレハ已マサル事態ノ馴致セラルヘキ憂慮ス。尤モ今遽ニ極東方面ニ露骨ナル活動ヲ敢テシ、以テ帝國ノ蹶起ヲ誘フ如キコトハ、恐ラク独逸ノ為ササル所ナルヘシト雖、若我ニ於テ、此際万一二モ此ノ如キ觀測ヲ基礎トシ、機鋒未タ目睫ノ間ニ迫ラサルヲ理由トシテ、何等施ス所ナクシテ止マハ、他日必ス東亜ニ対スル独逸ノ野望遂行ノ基礎成リテ、極東ニ危機漸ク動カムトスルノ形勢ニ逢著スヘク、而モ事茲ニ至リテ、初メテ対応策ヲ講セムトスルモ、時已ニ遅ク、独逸東漸ノ勢ハ終ニ之ヲ阻止スルノ方途ナカルヘン。則チ恰モ彼カ極東ニ於テ、其ノ活躍ヲ許ササル重大事由ノ存スル今日ヲ以テ、実ニ乗スヘキ絶好ノ機会ナリト信ス。尚帝国政府トシテハ、此際左記諸点ニ就テモ、慎重考量ヲ遂クルノ要アリト思料ス。

一、國際政局ノ将来ハ容易ニ予断スルヲ得スト雖、今日マテノ推移ニ照ラシ之ヲ考察スルニ、帝国外交ノ基礎ハ戰後猶之ヲ日英同盟ニ置キ、日米協商ヲ以テ之ヲ補フノ方針ヲ採ルヘク、若此根本義ニシテ過タストセハ、帝国ハ其覺悟ヲ以テ、今ヨリ益々日英米連衡ノ基礎ヲ鞏固ナラシムルノ手段ヲ講スルト同時ニ、又其ノ対独地歩ヲ一層固メ置クノ要アル事。

二、仮ニ戰後國際政局ノ推移如何ニ依リ、或ハ終ニ独逸ト握手スルヲ以テ我ニ有利ナリト認ムヘキ狀況ニ立至ルコトアリトセハ益々以テ今日鞏固ナル対独地歩ヲ占メ置クノ要アリ。若然ラシシテ後日独逸ト提案セサルヲ得サル事態ノ生スル時ハ、是即チ土耳古勃牙利ノ轍ヲ踏ムノ運命ニ陥ルノ時ナルコト覚悟セサル可ラサル事。

三、支那ニ於ケルト同シク、米人力将来東方露領亞細亞ニ相当活動スヘキハ、蓋シ大勢ノ免カルヘカラサル所ナルヘン。他日我邦人カ之ト提撃スルカ、将来之ニ対抗スルカ、其ノ孰レノ方針ニ出ツルニセヨ、刻下帝国ノ急務トスル所ハ、先ツ同方面ニ有

力ナル地歩ヲ占ムルニ在リ。而シテ今日ノ形勢ハ即チ此目的ニ向ツテ施策スヘキ絶好ノ機会ヲ提供スルモノナル事。

四、現下ノ大戦終戻前ニ於テ、堅実ナル日支提撃ノ基礎ヲ形成シ、以テ戰後歐米列強ノ殺到ニ備ヘ、永ク東亞ノ安寧保持ノ計ヲ樹ツヘキハ勿論ノ義ナルモ、之ヲ遂行スルニ当リ、若歐米列強ニ於テ極東ヲ顧ミルノ違ナキニ乘シテ之ヲ行フヘシト云フカ如キ趣旨ニ基キ、又ハ列強ニ依リ斯ク解セラルカ如キ態度ヲ以テセハ、啻ニソノ成效ヲ期シ難キノミナラス、或ハ却テ禍因ヲ胎スノ虞ナシトセス。此故ニ宜シク之ヲ世界麥局ノ骨子ニ聯結シ、現ニ聯合与國ノ奮闘支持セル対独抗争ノ一部トシテ之ヲ行フヘク、而シテ既ニ此趣旨ニ則ルヘシトセハ、須ラク積極ノ事実ヲ以テ之ヲ世界ニ公示セサル可カラス。唯之ヲロニスルニ止メ、其ノ獨逸対抗ノ根本義ニ出ツル所以ノ実ニ至リテハ、殆ント施ス所ナキカ如キ、断シテ不可ナル事、尚斯ル大事ヲ遂行セムトスルニ當リテハ、必ス一面相當ノ代償ヲ支払フノ覺悟アルヲ要スル事。

五、今日ノ如キ形勢ヲ以テ、歐洲ノ戰局ヲ結ヘル暁、講和會議ニ於ケル重要議題タルヘキハ明白ナル處、同國ノ處分如何ハ帝國ノ發言果シテ幾何ノ重キヲナスヘキ乎。若夫歐洲西部又ハ伊國戰線ニ於テ聯合軍側ノ大破綻ヲ看ルカ如キ事態ニ逢著シタル暁ニハ、此点ニ付更ニ憂慮スヘキモノナカルヘキ乎。此見地ヨリスルモ、恰モ講和ノ氣運漸ク熟セムトスル此秋ニ当リ、一大積極行動ニ出テ、以テ我發言權ノ基礎ヲ拡充シ置クノ要アル事。

六、殊ニ露國ノ処分問題カ、講和會議ニ於ケル重要議題タルヘキハ明白ナル處、同國ノ處分如何ハ帝國及東亞全局ノ将来ニ重大ナル關係アルヲ以テ、帝國ハ之ニ對シ予メ有力ナル發言權ノ基礎ヲ確保シ置クノ要アリ。然ルニ例ヘハ同國ノ領土保全并ノ他東亞ノ安固ニ必要ナル条件ヲ主張セサルヘカラサル場合ニ当リ、同國領土上ニ直接且堅実ニ立脚スル所ナクシテ、如何ニ口争ニ努ムルモ、其ノ効果甚タ薄弱ナルヘシ。故ニ苟モ權威アル發言權ヲ把持セムト欲セハ、其ノ基礎ヲ直接露國領土上ノ立脚ニ求ムルノ捷徑ナルニ如カサル事。

七、尚近時我邦人心ノ弛靡ニ至リテハ誠ニ寒心ニ堪ヘサルモノアリ。現ニ精神上並ニ物質上深刻ナル鍛錬ヲ經ツツアル歐米列強ノ諸國民ト、戰後激甚ナルヘキ國際競爭場裡ニ相見ユルノ日アルヲ想ハハ、講和ニ先チ我邦民心ノ振興ヲ図ルノ要アルヲ覺ユル事。⁽⁹⁾

最後に、シベリア出兵の大義名分を次のように述べて、その結論とした。

翻テ帝国ノ自衛ト東亞ノ保安トノ見地ニ立チ、且右ニ列舉セル諸点ニ鑑ミ、独逸勢力ノ東漸ヲ阻止スル為、帝国政府ニ於テ一

大英断ラ下シ、西比利亜出兵ヲ敢行スヘキハ方ニ今日ニ在リ。而シテ其ノ出兵ノ趣旨タル露国ヲ独逸ノ把握ヨリ救出シ、聯合与國ノ急ニ赴キ、兼ネテ又帝國ノ自衛ト東亜全局ノ保持ノ途ヲ講スルニ在リ。殊ニ英仏伊聯合与國ノ懇請ニ応スルモノナリトナスニ於テ、其ノ名義亦誠ニ公明正大ナリ。若此機ヲ逸セハ、他日独逸ノ野望遂行ノ基礎既ニ成リ、帝國終ニ已ムナク対抗ノ策ニ出テサルヲ得サルノ際、果シテ再ヒスル絶好ノ事情ノ下ニ、此ノ如キ正大ナル名義ヲ獲ヘキヤ疑ナキ能ハス。若夫今日之ヲ決行スルニ当リテハ、先ツ日支協同自衛ノ下ニ共同出兵ノ議ヲ決シ、一面其ノ行動ノ時機、形式及範囲等ハ、一二我自由ニ任スルコトトシ、之ニ関シ英仏伊三国ト政府協商ヲ遂ケ、他面米政府ニ対シテハ、特ニ露国ニ於ケル反獨分子ニ於テ聯合与國ノ援助ヲ希望シツツアルノ事実ヲ指摘シ、率直ニ我所見ヲ披瀝スルト同時ニ英仏伊等ノ諸國ヲシテ、更ニ適切ニ我蹶起ヲ要スル所以ヲ之ニ説カシメ、米國ノ了解ト支持ヲ得ルニ最善ノ努力ヲ試ミ、以テ速ニ西比利亜出兵ノ大策ヲ決行スルコト、帝國前途ノ為最機宜ニ適セル措置ナリト確信ス。^⑩

「米国人が支那におけると同様、将来東方露領アジアに相当活動すべき」を指摘していることは、前述のフランス大使の意見具申と照合して肯定できる。また「英仏伊連合國の懇請に応ずるもの」と言い、「米国政府に対しても更に適切に我蹶起をする所以を之に説かしめ」とあるは、今日までの外交経過を正確に伝えているものである。

マサリック教授の意見

チエコスロバキア国民會議議長トーマス・マサリック教授（後のチエコスロバキア共和国初代大統領）は、マーズデンなる別名を使って英國政府発給の旅券を所有し、四月八日東京に到着、四月二十日ワシントンに向け出発した。^⑪ 東京滞在中、モーリス米国大使と会見し、（一）ボルシェビキ政府との関係を一層緊密にして、事實上の政府として承認する所まで行くべきこと、（二）ドイツ人がボルシェビストに対して支配的勢力を獲得すること、（三）連合諸国の対露行動

を統一すること、(四)速やかにロシアの物資を買入れ、その穀物を分配する組織を作り、ドイツ人の手に陥ることを防止すること、(五)東部シベリア全体に、米国監視の下に広汎な宣伝工作を行なうこと、(六)ボルシェビキ政府は当分継続するであろうこと、(七)もし倒れるならば後継者は、多分ボルシェビストと社会党と自由党との連立になるらしいこと、(八)カデットその他の穩健分子が政権を取る望みは全然ないこと、(九)当分は反動分子の増強する様子もないこと、(十)東部シベリアには未だドイツ勢力の組織化されたものはなく、どこにも独壇捕虜の組織化された証拠を発見しないこと、(十一)ボルシェビストは連合側の援助と同情を得るならば、一年中にドイツの侵略に対抗するに足る軍隊を組織し得ること、(十二)日本の武力干渉はボルシェビストの運動と衝突し、永久にロシアを連合諸国全部から引き離す結果に終る、との意見を開陳した。⁽¹²⁾

駐露各国大使の観測

四月十七日、イルクーツクのフランス領事は(一)同市の日本人が政府の命令によつて、退去を始めたこと、(二)同一の行動が日露戦争直前にも行なわれたことを報じた。ボログダにおける米仏伊三国大使はこの報告を受けて協議を行つた時、仏伊両国大使は(一)本野外相が三月二十六日の議会演説において、もし日本の利益が危殆に瀕した場合、日本は連合諸国に關係なく、独立に対露干渉を行なう権利を留保する事実に顧み、ウラジオストックの上陸はかかる独立行動の第一歩ではないか、(二)日本の領土を渴望していること、(三)ドイツと協定して日本がシベリアを取り、残りのロシアを独壇両国が分配するのではないか、(四)日本がもし独立行動を執れば、連合諸国が割れる可能性があると主張し

た。米國大使はこれに対し(一)日本は米國の希望に反対して、対露干渉を行なうとは信じないこと、(二)しかしながら、日本のような欲張り国民に譲歩している現在の事態に眼を閉じるものではないと、答えた。⁽¹³⁾

フランス政府執拗に日本の出兵を説く

四月二十日、駐米仏国大使は米國政府に対し、東京の仏国大使から日本の対シベリア態度に関し、興味ある報道に接したと前提し、ルノーラ大使が幣原次官（本野外相病氣のため代理）から聞くところによれば、(一)日本政府はロシアの内政に干渉しないという保障を与えること、(二)しかしながら、その保障は余り明瞭かつ精密にしてはならない。何となればボルシェビストと協力することは、ロシアにおける無政府状態を醸成し、かつドイツと戦わんとする連合側の目的と正面衝突するからである。(三)トロツキー政府と接近することは、秩序の回復を渴望するロシアの健全分子全部を離反せしめ、日本をして連合側が支持してきたセメノフ將軍をボルシェビストに引き渡すところまで行かなくともこれを見捨てざるを得なくせしむること。(四)モスクワの日本領事の報告によれば、目下、ソビエト政府が組織中の軍隊は、これをドイツ人に對して使用する意図であると公言していること、(五)ボルシェビストは捕虜を武装し組織することによつて、さらにドイツの諸用を務める証拠を示している。(六)従つてボルシェビストから支持を受けんとする企ては、これを放棄せねばならないこと。(七)米國政府は眞の事態を知悉しているのであるから、かねての計画を賛成し、日本政府を援助するものと思う旨を申し入れた。米國政府はこれに対し、五月七日、(一)シベリアに対する干渉は、その時機にあらざること、(二)従つて、差し当つてはこれを延期すべきであるとのかねての見解を変更すべき何

等の理由を発見し得ないこと、（三）右の見解は日本政府もこれに同意している旨を答えた。

四月二三日、仏国大使は重ねて米国政府にドイツの対露進出を強調し、次の如く日本の対露干渉を説いた駐露仏国大使の電報を届けた。^⑭

連合諸国の名において、また、その援助の下にできるかぎり速やかに実現されるべき日本の軍事行動こそ、ドイツ政府の東部ヨーロッパに対する企画を阻止しえる唯一の方途である。右の干渉と同時に連合諸国の軍隊をムルマンスクおよびアルハンゲリスクに上陸させることが最も重要である。未だ極東には派遣されていないけれども、チエコスロバキア人がこの点に関し、貴重な貢献をなしえるかも知れない。連合諸国とロシアの世論に対し、必要な保障を与えるために、日本の干渉は連合諸国全部の行なう干渉の性質を有する必要がある。これは米国政府の同意を意味することは勿論である。それと同時に、日本は自己の利益が脅威になる日が来れば、自己の發意に基いて、干渉する権利を留保していることを記憶する必要がある。

仏国大使はこの電報の資料の重要性を認め、極めて近い将来における事態の重大性を見透して、米国大使館にこれを呈上せんことを求めた。

日米中心の共同干渉を提議するイギリス政府

四月二十五日、レディング駐米英國大使は、國務長官に對し「日米両國軍隊を中心とする連合諸国のシベリア共同干渉」を提議する本国政府から受領した次の如き電報を手交した。^⑮

英國戦時内閣は、連合諸国の対面する一般的軍事状態を再検討した結果、歐州とアジアとを戰略目的上（指揮権の目的でない）、單一の戦線として取り扱うことが必須であるとの結論に到達した。ドイツ軍の師団の東部戦線から西部戦線への移動は、依然として継続している。現状からその移動はさらに継続しそる。ゆえに、もしできればこの位置を阻止することが急務であ

る。今や、ドイツはアジアから食糧と原料を入手することができる。この状態の下において、連合諸国はたとえ防衛に成功するとしても、攻勢に成功しえる見込みは殆んどない。現在の事態においては、ドイツの国家情勢が連合側に有利に転化することも望みえない。

このような理由から、東部戦線から独壇に圧力を加えることが重要である。独壇は今や、東方全域の秩序を擾乱せんとし、ドイツの手先は既にアフガニスタン、ペルシャおよびトルキスタンに騒動を企て中であることを記憶する必要がある。この運動を阻止しなければ重大な結果を生ずる。ゆえに、ロシアに連合側の戦線を再建することが最大の緊喫事となつた。これを成功させることの一つの望みは、ナポレオン時代にロシアに現われた国民的覚醒を喚起する他ない。ロシアは武器の操縦に訓練された多数の兵士を供給しえるのであって、有能な將軍を持ち、近代戦争の経験をもつてゐるのであるから、これに必要な精神さえ昂揚されるのであるならば、短期間に精銳な軍隊を作りえるのみならず、軍需品は現在ロシアの諸港にある貯蔵品を供給しえる。そうなればドイツはロシアから撤退するか、あるいはロシアにおける軍隊を強化せざるをえなくなる。英國政府はロシアの国民的覚醒を喚起するためにも、また、連合側の干渉によって、ロシアを外国の支配から解放する政策をとるがためにも、連合諸国間の共同一致を必要とする。連合諸国は、勿論ロシアの内政に対し、一党一派に加担してはならない。ゆえに、もしボルシェビスト政府が連合側と協力して抗拒するためには、同政府をロシアの事實上の政府と認め、これと行動を共にすることが必要のよう思ふ。少なくとも、トロツキーは連合諸国と協力することが、ロシアをドイツ人の手から解放する唯一の希望であると、しばらくの間認めていた徴候があつた。トロツキーの動機が何んであつたにせよ、彼は反連合側の新聞を弾圧する手段を執り、ムルマンスクにおいて他の事項に関し連合側との協力を求めてきた。今や、トロツキーは連合側の援助と保障とに関し確然たる声明を求め、もし条件さえ満足すべきものであるならば、連合側の協定を望ましく思うと述べている。英國政府の意見によれば、連合側はこの機会を利用して、ドイツに対する連合側の干渉を提議すべきであると思う。その提議と同時に、連合側は公平無私であるとの声明とロシア領土からの撤兵に関する保障を与えるべきである。もしこの提議が受諾されるならば、全局面は一変する。逆に、もしこの提議が拒絶されるならば、少なくとも、ボルシェビスト政府の立場は判然とするに至る。

相当数の軍隊を必要とするけれども、その大部分は日本が供給できることは明日である。しかし、日本のみならず、連合諸国全部がこれに参加することが望ましい。日本単独の干渉は、ロシア国民の大部をドイツ側に追いやることを明白である。従つて、英國政府としては連合諸国全部の干渉を提議するのであって、しかも、日本が最も多くの軍事力を提供することである。英

国政府は、マルマンスクその他において海軍の示威運動を行う用意がある。これは露国内の反独勢力に集合地点を提供し、海港を根拠地として活動させることができる。英國はまた、ペルシヤ経由の交通路を樹立し、ランス・コーカシアにおけるロシア軍隊に援助を与えることができるが、それには同地方におけるボルシェビストの協力有待ところが大きい。

しかし、重要な措置は日米両国兵を主力とする軍隊が、シベリアを経由して進出すことである。この軍隊に連合軍たる性格を与えるには、英國を始めとして仏伊両国の軍隊もこれに随伴しえると思う。だが主として、米国の軍隊がこれに参加することになる。米国の派遣軍は主として、技術部隊、特に工兵、信号兵、鉄道衛生隊並びに一個師団を以て組織すべきである。この派遣軍は、多分に上陸後の当分の間は、ほとんどあるいは全然戦闘を行なうことはない。米国の派遣軍はシベリアにおいて、この訓練を終了すれば良い。目下、海港にある多量の軍需品はロシア軍の再武装に利用できる。

（一）英國戦時内閣は、米国大統領が次の行動方針に同意されるか否かを切に知りたい。

（二）英米両国は、前述の方針に基く連合側の干渉を、ボルシェビスト政府に同時に提議し、交渉行為終了後は全連合軍を撤退すべき約束を与えること。

（三）前述の如く組織された米国軍隊を極東に派遣すること。

この政策が米国の受諾することになつても、日本政府に申し込む問題が残つてゐる。この計画によれば、日本は連合諸国の共同干渉の一部としてシベリアに干渉するのである。多分日本にとって、アジアのみならずヨーロッパ・ロシアにおいても、ロシアおよび連合諸国の軍隊と共同して日本の軍隊を使用することが必要になる。英國政府はその報酬として、日本が派遣軍の指揮権をもつべきであると思う。連合諸国からも強力な宣伝班を含む使節団を随伴させるべきである。速かにこの提案を日本政府に提出し、この行動こそ連合側の勝利に必要であるとの理由を以つて、これを無理に勧めることが望ましい。この理由を以つて無理に勧められれば、日本政府はこの計画を拒絶することが困難になる。

この計画は緊急で重要性をもつものであるけれど、決して米国歩兵をヨーロッパに送る計画に代わる趣旨ではない。その必要は絶えず増大しつつあるが、ロシアの問題は最も緊急を要する問題の一つである。目下の状態では遅滞なく東方において、ドイツに圧力を加えることが必須である。もしこのことが行なわれないとすれば、いかにして封鎖を有効にしうるか、また、いかにして敵軍の完敗による平和を招来しそるか。英國政府は他の連合諸国と相談するに先立ち、果たして米国大統領がこれらの提案に同意するか否かを確かめることが、最も重要な措置であると考える。英國政府としては、米国大統領の同意がえられなければ

ば、これらの提案をこれ以上進めたくない。

この提案中の注意すべき点は、(一)英國政府においても、日本単独の干渉は、ロシア国民をドイツ側に追い込むという懸念を抱いてのこと、(二)従つて、ロシア国民に対する効果から連合軍たる性格を与えるには、米国軍隊の参加を必要と認めていること、(三)しかしながら、その派遣軍の主力は日本軍隊たること、(四)それがためには、その派遣軍の指揮権は日本に与えるべきこと、(五)それと同時に、撤兵に関する保障を与えること等である。しかしながら、米国政府はこの提議に対しては、賛否ともに書面による回答を与えていない。

対露干渉の必要を再説するイギリス政府

四月二七日、駐米英國大使は、ボルシェビスト政府が干渉に賛成する態度に傾いたことを理由として、対露干渉を力説する次の如きバルフォア外相の電報を國務長官に送致した。⁽¹⁶⁾

最近、モスクワにおける英國代表者からの報告によれば、干渉問題に対するボルシェビストの態度は顕著な変化を遂げたようである。トロツキーの与えた確言と彼の意見に対するロックハート（在モスクワ英國代表者）の解釈が真実とすれば、ボルシェビスト政府は、連合軍が日本の指揮下にウラジオストックを経由して、ロシア国内で行動することに不賛成ではないようである。ただし、ロシアの保全と独立とを適宜保障することが条件である。従つて、ロシアの見地から、ボルシェビスト政府にとても最も困難となるのは、ドイツ軍に抵抗できる実力を備えるまでは、ドイツに対し公然たる措置をとれえないことのようである。よって、連合諸国の援助がなければ、ボルシェビスト政府は右の実力を備えることができない。連合諸国はボルシェビスト政府を援助するに先立つて、同政府からこれに関する依頼のあることを望んでいる。しかもその依頼は、公然たる反獨行動を構成するものである。ゆえに、第一の問題は、このような行き詰まり状態を脱却する何等かの手段を発見することにある。第二の

問題は、日本が主役を演ずることを必要とする作戦並びにその使用すべき兵数に関し、日本の諒解をえることである。英國政府の意見によれば、その軍事行動は独塊をロシア領土から驅逐せんとする以下の目的であつてはならない。使用すべき兵数に関するロシアの軍事当局者の考え方によれば、露国内の反獨分子の支持と敵国側の勢力漸減に鑑み、二五万ないし三〇万を以つて足るであろう。

英國政府としては、米國政府が干渉政策を完全に受諾するまでは、日本政府と何等交渉することができないことは明白である。ここに再び、干渉を可とする議論を開示することは不必要であるけれども、ボルシェビスト當局の声明が従前に比べ、干渉を可とするものがあるのみならず、英國政府の入手する情報によれば、ロシア、崩壊に大きな関連があるオーストラリアの東部戦線が、安全でないことが判明すれば、オーストラリア内に強くなつてゐる平和への熱望を一層強くなしえるようである。

干渉問題に関する石井・ランシング会談

四月二八日、新たに駐米大使に任命された石井菊次郎は、信任状奉呈（四月三〇日）に先立ち、ランシング国務長官と会見し、一時間に亘つて極東問題、特にシベリア問題を論議した。この会談の顛末に關し、ランシングの大統領に対する報告文の冒頭に「日本政府が米國政府と全く見解を一にしていることを發見したことは、最も喜ぶべきところである。日本政府は干渉に反対するロシアの各派を結合させ、彼等をドイツの懷に追込む危険を冒しても、軍事的にえら代償のないことを知つてゐる」とある。

石井・ランシング会談のメモは次のようになつてゐる。⁽¹⁷⁾
石井一日本が脅威を感じるのはドイツ化したロシアである。対露干渉はこの脅威を減少するよりも、かえつてこれを増大する恐れがある。

ランシング—石井大使はかつて（一九一七年一月）、ドイツが日本と協定を遂げんと試みたことを話されたことがある。ドイツが、日独間にシベリアの分割を基礎とする第四回目の交渉を試みることは疑いない。

石井—日本はドイツを信用しない。ドイツはこの協定を結べば、その利益を獲得するや否や、直ちにその協定を破棄するに違いない。日本は決してドイツを信用しない。ドイツは西部シベリアをえた後は、もし日本が東部シベリアを欲しても、そこから日本を追い出すであろう。しかも日本は東部シベリアを欲していない。次に来るものは日本の国家的生存問題である。しかしその危険は、未だ確定的な形を成していない。ボルシェビストは、依然としてドイツを疑っている。従つて、連合側が彼等をして連合側に敵対せしむるようなことを成さざる限り、ドイツの手先に反対すると思う。ドイツ人がシベリアにおけるソビエトの行動を左右しているという風説が多いけれど、何等の実際の証拠はない。ゆえに、より賢明な態度は眞実を知るまで待つて、今日まで入手した情報よりも、さらに確実なものを見出せば領土を征服する目的であると推論される。ランシング—仮りに干渉が必要でありもししくは得策であるとして、その派遣軍に米国または連合軍を参加させることに対する日本の態度に関し、大使のご意見を承りたい。

石井—私見に関して言えば、それは最も歓迎するところである。日本政府も同一の意見をもっていると信じる。少なくとも、日本、米国および支那の軍隊が存在することは、ロシア人の疑惑を除去するに大いなる効果のあることは明らかである。その疑惑というのは、日本が単独に行動すれば領土を征服する目的であると推論されることである。

ランシング—このことを発言する権限を日本政府からえられてはいかがか。

石井—それはよろしい。西の方から支那に進入するには五つの途があるが、これに対する防御線もある。日本は予備軍を合せ四〇万の軍隊を動かすことができる。必要なならば、直ちに二五万の軍隊を送りえる。しかしながら、イルクーツク以西まで深く進むことは交通路を保持する困難があるので実行できないと思う。西の方から支那に进入する南方路は、支那軍隊が守備している。それには八個師団があれば十分であると信じる。

ランシング—自分は軍人ではないからその問題を判断する資格はないけれども、干渉の目的は、ロシアからドイツの軍隊を引き上げ、これをフランダースの戦闘に参加させない程度まで、ドイツの西部ロシアの支配を脅かすものでなければならぬと思ふ。ドイツがフランスにおいて勝利を獲得しないことが、米国に対すると同様日本に対しても必要である。もしドイツが勝利をえれば、大部分の軍隊を東方に差し向けて、シベリアの主人公になる。ドイツ化したシベリアは、日本に対し重大な危険

あることは、承知の通りである。

石井――ご意見に同意であるから、日本政府に対し実行可能の方法により、ドイツの目的を打破するよう米国と共同行動をとることを進言する用意がある。

最後に、ランシングは「石井大使との会見は、多くの点において満足すべきものであった。大使は極めて率直であつて、米国政府が受諾することを冀つていることが明らかであつた。また、これは日本政府の願望であり目的であると大使は私に確言した」と結んでいる。

以上は、当日の会談に関する米国側の記録であるが、日本側の記録はこれと多少異にしていることを知る必要がある。外務省において編纂した「シベリア出兵問題に関する帝国と連合列強間交渉経過大要」から摘出した後藤新平伝によれば、当日、ランシングは石井大使に対し次のように言つてゐる。

日本が露領沿海州地方に優越する地位を占めるため、自衛上必要なることは明瞭である。今後、シベリア出兵の必要が起つた場合、日本はその大部隊の他に、米国の一部隊の参加に対し反対されるかと尋ねた。

すなわち、(1)日本が自衛上、露領沿海州地方に優越な地位を占める必要を認めた点が、米国側の記録に残されていることと、(2)日本軍の主力に米国軍の一部隊が参加することに反対するや否やの質問は、仮想の質問を提起して石井大使の感想を打診するのみであつて、日本の出兵を承認する如く解釈することは早計である。

後藤外相（本野外相辞任後、四月二三日、内務大臣から外務大臣に就任）は、五月一日、石井大使に対し次のような電報を打ち、米国政府に回答を求めるよう訓令した。⁽¹⁸⁾

帝国政府ニ於テハ從來主トシテ軍隊指揮権ノ統一並極東方面ニ於ケル帝国ノ地位ニ顧ミ、西比利亞出兵ノ場合ニ、帝国ノ単独行動ヲ機宜ニ適スルモノト思考シ來タリタルモ、時局ノ發展如何ニヨリ、連合與國ヨリ基ノ軍隊ヲ參加セシメ度意思ヲ表明シ來

ル場合ニハ、之ヲ考慮スルニ異議ヲ有セス。

國務長官はこれに対し感謝の意を表明すると共に、私見として「連合國軍隊の參加は、もっぱら露國民の感情を和げんとの趣旨に外ならざれば、日本において指揮權を執るのは当然なり」と語っている。

これらの書類から判断するに、日米両国政府の了解に多少の齟齬があるのではないかと思わざるをえない。なお、日本政府は、右の米国政府に対する回答と同一の趣旨を英仏伊の連合諸国にも通報したが、各國政府はこれに感謝の意を表し、特に英仏両国の外務大臣は「連合諸国の參加は形式的なること、及び日本が主動的指揮の地位に立つこと」の趣旨を是認した。

対露交渉の急務を再説するイギリス政府

五月一日、駐米英國大使は、バルフォア外相から接受した次の如き電報を國務長官に手交し、対露干渉の急務を説いた。⁽¹⁹⁾

連合諸国にとって、トロツキーを正確に評価することが困難であることは事実である。トロツキー排撃に關し、英國の指摘した文書上の証拠を論することは未だ出来ないけれども、このような証拠の有無に拘らず、彼の行動があたかもドイツ人の欲するところに合致することに鑑み、彼を疑う余地なしとみなすことはできない。トロツキーを好むと好まざるに拘らず、彼がロシアにおいて、絶対に支配的地位にあるという意見に一致している。右のような事情を以つて、連合諸国としては(1)彼を無視するか、(2)彼と協議するか、(3)全然何事もしないかのいずれかである。これらの三案の内、第一は危険であり、第三は致命的である。ゆえに、連合諸国としてはいかなる不安があるにせよ、第三案を探る他ない。

トロツキーとの協議には危険のないことはない。假りに、トロツキーが連合諸国を信用しないとしても、彼と協議するという

事実だけで、ロシア人の多数を反対側に立たせる傾向がある。彼等は現在無力であるけれども、将来はドイツの援助をえて、もしくはその援助なくして、ロシアの支配権を握るかも知れない。本国の現在判断し得る限り、連合諸国にとってかかる危険を軽減しえる唯一の手段は、内政問題から離れることであり、また、できるならば、現政権の正式承認を避けることである。

米国がシベリアに派遣する軍隊の実数は、本国の意見によれば第二義的重要性のものに過ぎない。連合諸国にとって本当に緊急な問題は、独壇がロシアから物資の供給をえることを阻止することと、東方に対する脅威を新たにする西部戦線の軍隊の継続的移動を阻止することである。よって、ロシアの領土及び資源に対する守備を強固にすることである。本国は連合諸国が現下の危険な瞬間を十分に利用せず、これを逸しつつあることに深慮を禁じえない。

われわれは多くの米国人が連合諸国の干渉によって、専制政府に有利な反動が来るのではないかという恐れを抱いていることを承知している。本国の意見によれば、むしろ現在の混沌たる事態が継続すれば、右の方向への反動は避けられないと思う。このような反動が起れば、それはドイツの鼓吹によるものであつて、ドイツの利益になるものである。現在こそ、連合諸国がロシアの愛國的分子（政治的意見のいかんを問はず）に、連合側の堅固な中核を与へ、その中核を以つてこれらの分子を組織し、共同の敵と專制政治に当らせる唯一の機会である。しかしその專制制度を樹立することは、敵の計画の一つである。もしロシアが完全にドイツの支配下に入り、しかも飢餓の状態に陥るならば、無限の人的資源を敵に供し、これを戦争もしくは産業の目的に使用しえるに至ることを銘記する必要がある。戦争が永続すれば、この可能性は連合諸国直面せざるをえない最大危険の一つになる恐れがある。

これらは、英國政府が手を変え品を変えて、何とか米国政府を説得しようとするものである。それにもかかわらず、米国が動かざる唯一の理由は、日本の大陸進出の機会を与えることになることを知る必要がある。

アメリカ大使の対露干渉進言

五月一日、フランス駐露米国大使は、長文の電報を本国政府に送致して、連合側の対露干渉の時機到来せりと論じ

た。そして、ソビエト政府から干渉の依頼を発せしむるよう密かに努力中であると報じ、その方法として、他国の同僚が去つても自分はロシアに留まり、ボルシェビストと非公式に緊密な関係を保ち、熱心に日本の単独干渉に反対すべき勧告を与えたつあると述べた。この干渉論は、シルバーハードイツ大使がソビエト政府を左右し、事実上のモスクワの独裁者であつて、ロシア相互間の紛争すらドイツ大使に指示を仰いでいること、さらに、ドイツがプレスト・レトフスク条約に違反して進軍しつつ、連合側の軍隊がムルマンスク及びアルハンゲリスクを撤退しない限り、その進軍を行なうことによつて、刺激されたとの意見具申を行つた。

米国政府は六月四日に至り、ようやくフランス大使に対し、次のような回答をした。^{②0}

國務省はシベリア干渉に関する英國の提議を慎重に考慮中である。よつて、今一層の具体的行動計画を提議されるよう望んでゐる。特に、太平洋における船舶の不足のため、目下自國軍隊を派遣しない關係上、シベリアに干渉する軍隊の殆んど全部は、必然的に日本軍を使用せねばならない事實を考慮に入れてもらいたい。

なお、シベリア出兵によつてえられる軍事上の利益に関する意見を承れば幸甚である。その出兵は距離遠隔のため、イルクツーク以西は不可能だと思う。さらに、日本が米国及び連合諸国との賛成と支持をえて、シベリアに出兵した場合、歐州ロシア国民の態度にいかなる影響を与えるかにつき、意見を承りたい。

依然として交渉の非を説くアメリカ政府

五月十一日、レディング駐米英國大使は、國務長官を訪問して、対露干渉に関するバルフォア外相からの電報を手
日本のシベリア出兵をめぐるアメリカの態度（二）（池 田）

交した。その時、國務長官はこれに対し、次のように語った。

(一) 問題は、西部シベリアに対する干渉と東部シベリアに対する干渉との一つに分かれている。

(二) 西部シベリアに対する干渉には、東部シベリアに対する干渉に関して考慮をする人種問題上の困難がない。

(三) 従つて、米国は、ルムマンスク及びアルハンゲリスクに対する干渉は、東部シベリアに対する干渉よりも、はるかに好意を以つてこれを考慮する。

(四) 理由は、前者に関しては軍事上の利益を理解しえるけれども、後者に関しては只今のところ何等の利益をも見しえないからである。

(五) トロツキーが干渉に好意的態度を取つてゐるという情報は、単に北部ロシアに適用あるのみで、極東には適用がないのではないか。

(六) 伝えられるところによると、ボルシェビストが干渉を招請したとしても、それがいつまで効力のあるものか疑わざるをえない。

(七) もし彼等をして、あくまで干渉を招請するよう誘導する場合には、この事實を十分理解することが得策である。

英國大使は國務長官に対し、トロツキーたるとボルシェビスト官憲たるとを問わず、彼等からの干渉の招請を受くることが、得策ではないかという問題に関するウイルソン大統領の意見を聞きたいと申し出た時、同長官は大統領に尋ねてみると答えた。⁽²⁾

英國政府が多方手を尽くして干渉の必要を説くのに対し、米国政府が事柄を設けてこれに反駁している。その真意

が日本にあることは前述の通りである。

アメリカ大使の日本の動向報告

五月一七日、モーリス駐日米国大使は、シベリア干渉問題に関する日本の動向を次の如く報告した。

最近一週間、シベリア干渉問題が再び活発に論議されるに至つた。その理由は、(1)石井大使から米国大統領が本問題を再考する用意があるとの報告があつたこと、(2)セメノフが意外の成功を成したこと、(3)東京滞在中の仏国士官・ピション少佐が、即時干渉を勧めていること等である。

干渉の理由としては、ドイツの軍事的脅威に重きをおかず、むしろ、ロシアの穩健分子を支持し、ボルシェビスト運動を抑制して、秩序の回復を図るべく必要を強調している。参謀本部が提唱している案は、日本の指揮下に連合諸国の共同干渉を行なうことである。参謀本部の責任ある一人は、イタリア大使に対し、参謀本部としては即時干渉を要求しつつあるけれども、内閣が躊躇していると語った。英國大使は外務省に対し、セメノフをかかる運動のリーダーに使用すべきであると提議した。現内閣（寺内内閣）は、報告した当時よりも安定している。日支間に軍事協定が締結され、その結果を参謀本部に承認を求めつつあるが、その結果に関しては、今日まで信頼すべき説明を入手しない。ともかく、日本側では満足しているようである。⁽²⁾

対露野心を否認するアメリカ政府

米国政府は、日本軍を中心とする対露武力干渉に反対する理由として、表面上は辞柄を設けているが、実際上の理由は、日本の対露進出を恐れている。それならば、米国自身は何等の野心をも包蔵していないかと言うと、現に、フランシス大使の如く、対露進出を進言する者もあり、また、ヌーラン大使の如く、日本を排斥して米国自身が進出するとの観測する向きもある。五月一九日、モーリス大使は、最近日本の新聞は、しきりに北京、ハバロフスク、ウラジオストックからのニュースとして、シベリアにおける米国の経済的活動を報しているが、これは明かに、日本国民の対米猜疑心を喚起する意図を以つて行なわれているものであって、何等かの組織ある宣伝ではないかと思われる。特に五月一七日付国際通信は、北京発電報に次のように報じている。

米国のシベリアにおける活動は、着々として進捗しつつある。今や米国政府は、ボルシェビスト政府との最近の協定によつてシベリア鉄道の排他的支配権を獲得し、エマーソン外数名の技師が近くウラジオストックを出發して、モスクワに向かう。

についてはこの種のニュースを否定する裁量を本使に賦与せられたいと稟議した。米国政府はこれに対し、五月二二日付電報を以つて、「貴君の裁量を以つて、シベリアにおける米国政府の経済活動計画を示す一切の権利を否定されたい。それと同時に、日本の外務大臣に対し、(一)ステイビンス及びエマソン大佐の率いるロシア鉄道奉仕隊は、ロシア政府の要請に基き、昨秋組織されたものであつて、ロシア国民を援助するためにロシアの鉄道を改善し、その運営を支援する目的であること、(二)その奉仕隊の経費は、ロシア政府が積立てた資金から支出していること、(三)米国政府

はシベリアにおける事態の重大な発展に關し、正確な情報蒐集せんがためシベリアその他に領事館を増加したこと、⁽²³⁾米国政府は日米両国相互間に猜疑心を醸成して、両国共同の努力を離反せんとする企てに対し、関心をもつていることを非公式にかつ卒直に述べられたい」と訓令した。

ソビエトと米・支關係

ソビエト政府のチチエリン外務人民委員は、支那政府に長文の電報を送り、支那領土内にセメノフ將軍を匿うことを煩めるか、あるいはまた、ソビエト軍が彼を追跡して支那領土内に入ることを許すか、いずれか一つを要求した。五月二六日、その電報写しを駐露米国大使に渡して、支那政府の同意をえるよう同大使の援助を求めた。米国大使は、急速駐支米国公使に事情を問い合わせ、支那政府はチチエリンに何等の回答を与えないとのことであつた。この報道に接した米国政府は、六月三日、駐露大使に対し「米国政府の態度は、支那の土地をロシア国民の一分派による敵対的軍事行動の基地として使用することは、危険であるというにある。この行動は、独塊と戦争中の他の諸国に累を及ぼすトラブルに、不必要に支那を巻き込むことになる恐れがある。駐支公使にもこの旨を通告しているから、チチエリンの依頼には返事してはならない」と回諭した。⁽²⁴⁾

この事件は、當時ソビエト政府がいかに米国及び米支關係を見ていたかを知る絶好の資料である。

交渉の必要を進言する駐露アメリカ大使

五月二九日、ボログダにおける仏伊両国大使は、ロックハート英國代表と仏國陸海軍武官を伴つて、米国大使を訪問し、連合諸国が即時マルマンスクとアリハンゲリスクに干渉を行なうべきことを、各國政府に進言するよう共同電報の発送を求めた。これに対し米国大使は、各自別々に電報を発すべきことを提議した。仏国大使は、六月一日にパリで連合諸国会議が開かれ、この問題が決せられる筈であると述べ、ロックハートは、ボルシェビストの同意あると否とに拘らず、即時干渉を行なう必要があることを英國政府にも電報したと述べ、この写しを示した。仏伊両国大使は、すでに二ヶ月以上も前にこの必要を進言したと語った。この会談の結果として、米国大使は本国政府に対し、次のように上申した。⁽²⁵⁾

(一) 総合的な観点から、連合側の干渉が得策であるという信念を増すに至つたこと。(二) 赤軍の建設は失敗であり、トロツキーの勢力は日毎に衰えつつあること。(三) チチエリンはいかなる犠牲を払つても、平和と社会革命とを招来しようと主張するレーニンの傀儡たること。(四) ミルバッハ・ドイツ大使は、ソビエト政府と緊密な関係を樹立せんと努力し、それが着々として成功しつつあること。(五) もし連合側が、ボルシェビストからの干渉の依頼を待つていれば、遂に干渉の機会はなくなること。(六) ドイツ大使は交換物資がないために、大量の物資買付をなしえずに失望していること。(七) そのために、賠償金と捕虜維持費の代償として、物資を要求しつつあること。(八) ドイツ人は開戦以来、ロシアにおいて没収された私有財産に対し、莫大な要求をしつつある。(九) もし連合諸国が干渉すれば、ドイツはモスクワと

ソ連政府を占領するであろうと、ソビエト政府は力説しつつある。十分多分それは事実かも知れないが、ソ連政府の勢力は日毎に衰退し、彼等は恐らく連合側の干渉には反対しないと思う。ソボルシュビストなどは反対する者、並びに連合側の友は、連合側の干渉を期待しているし、この干渉が行なわなければ、多いに失望する。日本使の判断によれば、即時干渉こそ機宜の措置であつてこれ以上の遅れは危険である。因伊両国大使は、日本は連合諸国の同意なくとも干渉するとして主張するけれども、本使はこれを疑うこと。即刻に日本政府との交渉を開始すべき。周辺々々で開かれる会議において、日本との交渉問題を決すべきことが得策であると思ふ。されば、連合側の新聞には一切漏らさないよう警戒すべし。（続）

注

- ① Bunyan, J., *Intervention, Civil War and Communism in Russia, April-December 1918*, Baltimore, 1936, pp. 68-70.
- ② United States, Department of State, *Foreign Relations of the United States (ソ連 Foreign Relations) Abridged*, 1918, Russia, Vol. 2, Washington, p. 104.
- ③ Bunyan, *Op. Cit.*, p. 70.
ソ連セルゲイ・アルマール・レーマンソ連陸軍次官の個人的代表者として、モスクワに派遣され、ソ連政府の連絡を勤めた人物。ロシアは米國赤十字社在露委員長にして、かつ駐露米國大使の非公式オブザーバーとして、ソ連政府との連絡係を勤め、ロクベートは在露英國特別代表として、ソ連政府と接触していた。
- ④ Foreign Relations, *Op. Cit.*, pp. 108-119.
- ⑤ Foreign Relations, *Op. Cit.*, pp. 115-117.
- ⑥ Foreign Relations, *Op. Cit.*, p. 151.
- ⑦ Foreign Relations, *Op. Cit.*, p. 121.
- ⑧ 鶴見祐輔、「後藤新平」第三卷 動草書房、一九六六年、八八〇-八八一頁。
日本のシベリア出兵をめぐるアメリカの態度 三（池田）

⑨ 鶴見祐輔 前掲書、八八二頁。

⑩ 鶴見祐輔 前掲書、八八三頁。

⑪ マサリック教授は、東京において本野外務大臣に面会を求めたけれども、当時の外務省には彼の身元が知れなかつたために、遂に面会を拒絶された。大統領就任後、アーヴィングにおいて東京滞在中の所感として記した著書によれば、ある日、丸善書店を訪ねたといふ、多数の学生がレクランム叢書が並べてある本棚の前に參集してゐるのを見て、日本にドイツ文化の侵透していくといふにむしろ驚いたとのいじである。彼はロシア文化の研究者であつて、大のドイツ嫌いである。

⑫ 米国政府は、マサリック教授が近く東京を通過するとの報告に接するや否や、三月二九日、直ちにモーリス大使に彼と接触を保つ、彼のロシア觀を取材するの電説すると同時に、彼はボヘミアの愛國者としてすぐ國務省に知られてゐる付託してく(Foreign Relations, Op. Cit., pp. 92, 122)。

⑬ Foreign Relations, Op. Cit., p. 126.

⑭ Foreign Relations, Op. Cit., pp. 128~129.

⑮ Foreign Relations, Op. Cit., pp. 135~137.

⑯ Foreign Relations, Op. Cit., p. 140.

⑰ Foreign Relations, Op. Cit., pp. 144~145.

⑱ Foreign Relations, Op. Cit., pp. 148~149.

⑲ Foreign Relations, 前掲書、八八八~八八九頁。

⑳ Foreign Relations, Op. Cit., pp. 148~149.

㉑ Foreign Relations, Op. Cit., p. 160.

㉒ Foreign Relations, Op. Cit., pp. 162~163.

㉓ Foreign Relations, Op. Cit., pp. 165~166.

㉔ Foreign Relations, Op. Cit., pp. 172, 188.

㉕ Foreign Relations, Op. Cit., pp. 179~180.

付記 「日本のシベリア出兵をめぐるアメリカの態度」(1)及び(2)は夫々『日本政教研究所紀要』の六号及び七号に掲載されている。